

令和 5 年度

健全化判断比率及び資金不足
比率に係る審査意見書

丹波市監査委員

丹 監 委 第 30 号
令和 6 年 8 月 21 日

丹波市長 林 時彦 様

丹波市監査委員 竹 村 安 彦

丹波市監査委員 藤 原 悟

健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、下記のとおり審査意見書を提出します。

記

提出審査意見書

丹波市財政健全化審査意見書

丹波市公営企業経営健全化審査意見書

丹波市財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に基づき、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の根拠となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：％)

健全化判断比率	令和5年度決算	早期健全化基準	備 考
実質赤字比率	—	12.40	一般会計等黒字のため、数値記載なし
連結実質赤字比率	—	17.40	全会計の合計が黒字のため、数値記載なし
実質公債費比率	6.8	25.00	
将来負担比率	—	350.00	公債費充当可能財源等が将来負担額を上回るため、数値記載なし

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計等の実質収支が黒字であるため、当該比率は算定されない。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、一般会計及び公営企業を含む全会計の実質収支の合計が黒字であるため、当該比率は算定されない。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は6.8%となっており、昨年度と比較して0.3ポイント悪化した。早期健全化基準の25.00%を下回っている。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は、公債費充当可能財源等が将来負担額を上回るため、当該比率は算定されない。

丹波市公営企業経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項に基づき、市長から提出された資金不足比率及びその算定の根拠となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の各公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：％)

公営企業会計名	令和 5 年度決算 資金不足比率	経営健全化基準	備 考
水道事業会計	—	20.00	黒字のため、 数値記載なし
下水道事業会計	—		黒字のため、 数値記載なし
地方卸売市場特別会計	—		黒字のため、 数値記載なし

(2) 個別意見

- ・ 資金不足比率について

資金不足比率は、いずれの会計も資金剰余額が発生しているため、当該比率は算定されない。